旧優生保護法裁判福岡訴訟において 公正な判決を求める要請署名

福岡地方裁判所 裁判官 殿

趣旨

優生保護法は、障害者を「不良」な存在として位置付け、「不良な子孫の出生を防ぐ」ことを目的に強制的に不妊手術を推進するというものです。その後、国や地方あげて、障害者の尊厳を奪い去る優生思想を広めていく取り組みが広がり、社会の中に深く浸透し、根を張っていきました。この法律は1996年、約50年もの間存在し、やっと廃止されますが、国は法の誤りを周知せず、被害者に直接謝罪もありません。さらに、国民に広げていった優生思想を取り除く取り組みを行っていません。

この裁判を通して、社会に浸透した優生思想を断ち切り、原告や障害者、さらに様々な困難を抱える人達の尊厳を守れる未来につながる公正な判決を求めます。

記

1. 裁判所は原告の朝倉典子さんの気持ちを受け止めて、主張に対し真摯に向き合った判決をして下さい。

【署名欄】

| 名 前 | 住 所 |
|-----|------------|
| | 都 道 府 県 |

※署名用紙に記載された個人情報は、裁判所に提出すること以外には使用しません。

(問い合わせ先)

旧優生保護法裁判を支援する福岡の会

福岡市中央区荒戸3丁目3-39 ふくふくプラザ内4F(ろうあ協会気付)

TEL 092-406-3406 FAX 092-406-3407

※ 裏面に原告の朝倉典子さんの声を記載しています。



原告の朝倉典子さんの声

私たち夫婦が裁判を起こすことを決意するまでには、とても勇気がいりました。何故なら、優生手術を受けたということは、夫婦で死ぬまで言わないでおくべき、恥ずかしいことだと思っていたからです。また、私たち耳の聞こえない者は聞こえる人のいうことには従いなさい、耐えなさいと言われて育ってきたため、国の政策に対して反対することなどありません。裁判などを起こして前に出ることは、障害者なのに生意気だ、わきまえろと思われるのではないだろうかという不安がありました。

しかし、夫が裁判を起こすと決意したため、私も一緒に頑張ろうと思い、私も原告になりました。夫は手術を受けて今まで、私に対して申し訳ないと手術を受けた自分を責めました。そんな夫が裁判を起こすことを決意したのは、やはり心の奥底には、何の説明もされないままに勝手に手術されたことへの悔しさがあったからだと思います。

夫は2021年5月17日に亡くなりました。これまで二人で必死に生きてきましたが、これからは夫がいない人生を送っていかなければならないと思うと、本当に辛く、寂しいです。ですが、夫が求めていた「障害がある人が尊厳を持って生きられる社会としたい」という思いは、私が引継いでいきたいと思います。

裁判所は、長年被害を放置してきた国の責任から目を背けるような判決ではなく、勇気を 振り絞って原告になった被害者に寄り添う判決をして下さい。